

議案第12号

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

適応指導教室の利用の手続を改めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものです。

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

調布市適応指導教室設置条例施行規則（令和２年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「条例」を「条例（令和２年調布市条例第３号。以下「条例」という。）」に改める。

第３条第２項第１号及び第２号を次のように改める。

- (1) 指導室教育支援担当課長
- (2) 指導室教育支援担当課長補佐

第４条を次のように改める。

（利用の手続）

第４条 適応指導教室の利用を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、調布市適応指導教室利用申請書（第１号様式）を委員会に提出しなければならない。

２ 委員会は、前項の申請を受けたときは、児童が在籍する学校の校長に児童状況報告書（第２号様式）の提出を依頼するものとする。

３ 委員会は、児童の状況等について確認のうえ、検討委員会を開催して審査を行い、利用の可否を決定するものとする。

４ 前項の利用の可否について、委員会は、調布市適応指導教室利用許可（不許可）通知書（第３号様式）により保護者に、調布市適応指導教室審査結果通知書（第４号様式）により在籍校の校長に通知するものとする。

第５条の見出しを「（利用辞退の手続）」に改め、同条第１項を次のように改める。

前条第４項の規定による利用許可を受けた保護者が適応指導教室の利用

を辞退しようとするときは、調布市適応指導教室利用辞退届出書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

第5条第2項中「利用辞退結果通知書」を「調布市適応指導教室利用辞退結果通知書」に、「通知する」を「通知するものとする」に改める。

第1号様式から第6号様式までを次のとおり改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

保護者氏名 _____

調布市適応指導教室利用申請書

調布市適応指導教室の利用について、次のとおり申請します。

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
住所	電話		
在籍校	小学校 年 組		
申請理由			
児童の状況			
備考			

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

小学校

校長

児童状況報告書

調布市適応指導教室の利用申請をした児童について、次のとおり報告します。

ふりがな 児童氏名		学年 組	年 組
出欠席状況	欠席 日（ 学期 月頃から） 遅刻 回 早退 回 特記事項		
学習状況			
生活状況			
備考			

第3号様式（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市教育委員会
教育長

調布市適応指導教室利用許可（不許可）通知書

調布市適応指導教室の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
在籍校	小学校 年 組		
審査結果	許可 ・ 不許可		
その他			

第4号様式（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

小学校
校長 様

調布市教育委員会
教育長

調布市適応指導教室審査結果通知書

調布市適応指導教室の利用申請のあった児童について、利用検討委員会にて審査した結果を通知します。

ふりがな 児童氏名	学年 組	年 組
審査結果	許可	・ 不許可
その他		

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

保護者氏名 _____

調布市適応指導教室利用辞退届出書

調布市適応指導教室の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
住所	電話		
在籍校	小学校	年	組
辞退理由			

第 6 号様式（第 5 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

小学校
校長 様

調布市教育委員会
教育長

調布市適応指導教室利用辞退結果通知書

調布市適応指導教室の利用辞退届出のあった児童について、次のとおり通知します。

ふりがな 児童氏名		学年 組	年 組
その他			

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市適応指導教室設置条例施行規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。

調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市適応指導教室設置条例施行規則 令和2年3月31日教育委員会規則第7号 調布市適応指導教室設置条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、調布市適応指導教室設置<u>条例（令和2年調布市条例第3号。以下「条例」という。）</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第2条 条例第4条の事業の対象児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>(1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した児童</p> <p>(2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、より小集団での活動が適切であると調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が判断した児童</p> <p>(検討委員会)</p> <p>第3条 条例第7条の規定により、調布市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）の利用の適切な審査を行うため、適応指導教室利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。</p> <p>2 前項の規定による検討委員会は、次の各号に掲げる職（当該職に相当する職を含む。）にある者6人以内をもって組織する。</p> <p><u>(1) 指導室教育支援担当課長</u></p> <p><u>(2) 指導室教育支援担当課長補佐</u></p> <p>(3) 在籍小学校長</p> <p>(4) 指導主事</p> <p>(5) 教育支援コーディネーター</p>	<p>○調布市適応指導教室設置条例施行規則 令和2年3月31日教育委員会規則第7号 調布市適応指導教室設置条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、調布市適応指導教室設置<u>条例</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第2条 条例第4条の事業の対象児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>(1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した児童</p> <p>(2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、より小集団での活動が適切であると調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が判断した児童</p> <p>(検討委員会)</p> <p>第3条 条例第7条の規定により、調布市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）の利用の適切な審査を行うため、適応指導教室利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。</p> <p>2 前項の規定による検討委員会は、次の各号に掲げる職（当該職に相当する職を含む。）にある者6人以内をもって組織する。</p> <p><u>(1) 教育支援担当課長</u></p> <p><u>(2) 教育支援担当課長補佐</u></p> <p>(3) 在籍小学校長</p> <p>(4) 指導主事</p> <p>(5) 教育支援コーディネーター</p>

改正後	改正前
<p>(6) 適応指導教室職員</p> <p>3 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じて在籍校の担任並びに特別支援教育コーディネーター及び不登校対策員、その他関係機関職員の出席を要請することができる。</p> <p>4 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。</p> <p>(1) 不登校児童の適応指導教室の利用に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が処理する必要があると判断した不登校児童に関すること。</p> <p>5 検討委員会において、委員の互選により委員長を選出し、委員長が検討委員会を統括する。</p> <p>6 検討委員会は、必要に応じて開催し、その招集及び運営は、委員長が行う。</p> <p>(利用の手続)</p>	<p>(6) 適応指導教室職員</p> <p>3 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じて在籍校の担任並びに特別支援教育コーディネーター及び不登校対策員、その他関係機関職員の出席を要請することができる。</p> <p>4 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。</p> <p>(1) 不登校児童の適応指導教室の利用に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が処理する必要があると判断した不登校児童に関すること。</p> <p>5 検討委員会において、委員の互選により委員長を選出し、委員長が検討委員会を統括する。</p> <p>6 検討委員会は、必要に応じて開催し、その招集及び運営は、委員長が行う。</p> <p>(利用手続き)</p>
<p><u>第4条 適応指導教室の利用を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、調布市適応指導教室利用申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第4条 適応指導教室の利用を希望する、第2条に規定する対象児童の保護者（以下「保護者」という。）は、適応指導教室利用申請書（第1号様式）を委員会へ提出しなければならない。</u></p>
<p><u>2 委員会は、前項の申請を受けたときは、児童が在籍する学校の校長に児童状況報告書（第2号様式）の提出を依頼するものとする。</u></p>	<p><u>2 委員会は、前項の申請があったときは、児童が在籍する学校の校長に対し、児童状況報告書（第2号様式）の提出を依頼するとともに、児童及び保護者と面談を行う。</u></p>
<p><u>3 委員会は、児童の状況等について確認のうえ、検討委員会を開催して審査を行い、利用の可否を決定するものとする。</u></p>	<p><u>3 前項の面談実施後、適応指導教室への体験を実施する。</u></p>
<p><u>4 前項の利用の可否について、委員会は、調布市適応指導教室利用許可（不許可）通知書（第3号様式）により保護者に、調布市適応指導教室審査結果通知書（第4号様式）により在籍校の校長に通知するものとする。</u></p>	<p><u>4 適応指導教室への体験利用について、対象児童の不登校の状況を判断できる相当な期間において実施後、児童及び保護者、適応指導教室職員、その他必要に応じて在籍校の校長及び担任、委員会職員で面談を実施する。</u></p>
	<p><u>5 前項の面談実施後、検討委員会を開催して審議を行い、利用の可否を決定する。</u></p> <p><u>6 前項の利用の可否について、利用許可（不許可）通知書（第3号様式）により保護者に、審査結果通知書（第4号様式）により在籍校の校長に通</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(利用辞退の手續)</u></p> <p>第5条 <u>前条第4項の規定による利用許可を受けた保護者が適応指導教室の利用を辞退しようとするときは、調布市適応指導教室利用辞退届出書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の届出があったときは、<u>調布市適応指導教室利用辞退結果通知書（第6号様式）により在籍校の校長に通知するものとする。</u></p> <p>（雑則）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和4年3月 日教委規則第 号）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則による改正前の調布市適応指導教室設置条例施行規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。</u></p> <p><u>第1号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第2号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第3号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第4号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第5号様式（第5条関係）</u></p> <p><u>第6号様式（第5条関係）</u></p>	<p><u>知する。</u></p> <p><u>(利用辞退手続き)</u></p> <p>第5条 <u>適応指導教室を利用している児童及び保護者が在籍校への復帰の意向を示す場合、保護者は適応指導教室利用辞退届出書（第5号様式）を委員会へ提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の届出があったときは、<u>利用辞退結果通知書（第6号様式）により在籍校の校長へ通知する。</u></p> <p>（雑則）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>第1号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第2号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第3号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第4号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第5号様式（第5条関係）</u></p> <p><u>第6号様式（第5条関係）</u></p>